

議員提出議案第13号

所得税法第56条の廃止を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成23年12月 日

提出者 浜田佳資

賛成者 上原しのぶ

〃 竹内ひろみ

所得税法第56条の廃止を求める意見書

今日、我が国における中小零細業者は、地域経済はもちろんのこと、日本経済の担い手としてその発展に大いに貢献する事業体となっている。そして、これらの多くは、夫、妻、あるいは子どもなどの家族共同による自営業者が中心となっている。

ところが、所得税法第56条では、「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む事業に従事したとき、当該事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の所得の計算上、必要経費に算入しない」旨を定めている。したがって、税法上はこのような家族従業員の給料は必要経費として認められていない。

この規定を前提に、同法第57条により事業主の所得から控除される家族の働き分は、年額、配偶者が86万円、家族の場合は50万円が上限とされ、税法上、家族従業員にはこのわずかな控除しか所得として認められないため、不測の事故に遭遇したような場合でも受けた被害の補償が適正に査定されない、病気になった場合に一般の給与所得者には認められている傷病手当や休業手当が受けられない、年金において低額の給付となるなど様々な差別的不利益を被ることになる。

また、税法上青色申告にすれば給料を経費にできるが、これは税務署長が認める「特典」でしかなく認められない場合もある上、同じ労働に対して白色と青色で差を付けること自体が問題である。

その上、この規定が適用される対象は事実上往々にして女性であり、性差別にもつながっている。

このことは、日本国憲法に照らせば、13条（個人の尊重）、14条（法の下での平等）、24条（両性の平等）、25条（生存権）、27条（労働の権利）、29条（財産権）にことごとく反するものであり、憲法の下位法規たる税法においては

早急に改めなければならない問題である。

なお、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスなど、世界の主要国では「家族従業員の労賃を必要経費」とすることは当たり前のこととして認められており、我が国においても当然このような制度に切り替えることが求められているものと考えられる。

よって、国においては、所得税法第56条を速やかに廃止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月 日

生 駒 市 議 会